

| | | | |
|--|---|--------|--|
| 団体名 | 千葉県市民オンブズマン連絡会議 | 都道府県名 | 千葉県 |
| 所在地 | 〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-15-6 やまちょうビル3階 渚法律事務所内 | | |
| 電話 | 043-202-8280 | F A X | 043-202-8277 |
| Eメール | yoshio@nagisa-law.jp fujisakir@sky.email.ne.jp | ホームページ | http://www.geocities.jp/ombuds chibaken |
| 代表者 | 廣瀬 理夫 | 報告者 | 藤崎 良次 |
| 結成年月日 | 1995年10月1日 | 会員数 | 約20 |
| | | 年会費 | ¥5000(個人)、 ¥10000(団体) |
| 組織の状況(会議の頻度・案内方法・会計状況)・特徴 拡大幹事会を月に一度開催、Zoom会議も併用、案内はEメール。活動費は会費、カンパを充当。 その他、テーマごとに会合を必要に応じ都度開催している。 | | | |
| 活動を始めてから 情報公開請求件数 (地方) (国・県) 住民監査請求件数 | 情報公開請求件数 地方：多数あり 県：多数あり 国：15件程度 住民監査請求件数：多数あり | | |
| 裁判の記録 情報公開訴訟件数 住民訴訟件数 その他 | 情報公開訴訟件数：県内各地のオンブズマンを含め件数は10 件程度 住民訴訟件数：同上47件程度 「千葉県の調停手続きによる談合の賠償金軽減」について 2017年8月、千葉地裁に提訴した。 | | |
| (この1年間の活動経過と今後の方針) | | | |
| 1) 定期総会の開催 6月7日にZoom総会を行い、活動のまとめ、役員及び活動方針の決定などを行った。昨年に 引き続き、訴訟手続きで代表幹事以外の者も法廷に出頭できるようにするため、副代表幹事制 度を採用している。 | | | |
| 2) 千葉県内「山武地区」の談合への取組 公正取引委員会は、千葉県が発注した山武地区の土木工事について、業者20社に2.23億円の 課徴金納付を命じた(2014年2月3日)。しかし、千葉県は業者(債務者)から債務弁済調停 が申し立てられ、千葉県議会は2016年12月賠償額の60%減額と10年分割払いの調停案を可 決し承認し、2017年1月業者と千葉県の間でこの内容の調停が成立した。このため、2017年 5月に住民監査請求を提出し、その後8月に千葉県知事の責任を問う住民訴訟を提起した。こ れまで、地裁にて計16回の弁論が開かれ、4名の弁護団で裁判に取り組んでいる。 | | | |
| 3) 千葉県議会政務活動費違法支出への取組 千葉県議16人の海外視察に関する2015年度の政務活動費(計約689万円)に対し、2017年 4月に地裁へ住民訴訟を提起。2020年3月、棄却判決が出たため4月に東京高裁に控訴した。 | | | |
| 4) 『市民のための政務活動費ガイドブック』を1000部発行 政務活動費の基本的な法律書が無いことから、当会にて2019年9月に発行し、全国大会参加 者、各議会議長、千葉県議会議員等に配布した。 | | | |
| 5) 住民訴訟の訴状手数料(貼用印紙額)についての取組 上記政務活動費住民訴訟での貼用印紙額について、千葉地裁の不当な補正命令により過納付し たことから、過納付分の還付申し立てをし、地裁は却下したため東京高裁へ即時抗告を行なっ た。 | | | |
| 6) 消防デジタル無線の談合事件 千葉県、習志野市、野田市、銚子市は違約金を契約相手に請求し支払われた。沖電気工業及び その代理人から購入した9団体に対し、損害賠償請求訴訟を提起するように「申し入れ及び警 告書」を送付した。その結果、9団体が損害賠償請求の催告書等を1月までに提出した。 | | | |
| 7) 千葉県の情報公開制度について、開示決定は30日から15日に、請求権者は県民に限るから 「何人も」に4月から改善された。 | | | |
| 8) 市民からの各種相談への取組、県内の地域市民オンブズマンの設立支援、当会のホームペー ジの運営、外部への発行情書リスト作成、県内の各団体市民オンブズマン及び個人市民オン ブズマンの地域活動報告作成などにも取り組んでいる。今後も進めてゆきたい。 | | | |
| (以上) | | | |